

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1) この特約は、「信用金庫口座開設アプリ」（以下、「口座開設アプリ」といいます）から開設した呉信用金庫（以下、「当金庫」といいます）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては「普通預金規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「普通預金規定」に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便で送付した通帳・キャッシュカードが当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく開設した口座を解約できるものとします。

3. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

お申込みにあたっての留意事項

1. ご利用条件

以下に該当するお客様は、本アプリから口座開設をお申込みいただくことはできません。
恐れ入りますが、当金庫支店の窓口へご相談ください。

- (1) 18歳未満の方
- (2) 日本国内発行の有効な運転免許証をお持ちでない方
- (3) 運転免許証の住所変更手続きがお済みでない方（運転免許証に記載されている住所と現在の住所が異なる方）
- (4) 当金庫の地区内に住所または居所を有さない、かつ当金庫の地区内において勤労に従事していない方
- (5) 法人や個人の事業用口座（屋号のある名義を含みます）の開設をご希望の方

- (6) 反社会的勢力に該当する方
- (7) 米国納税者に該当する方
- (8) 税法上の居住地国が日本でない方、日本以外に税法上の居住地国を有する方
- (9) 外国政府等において重要な公的地位にある者に該当する方
- (10) 成年後見制度を利用されている方
- (11) マル優制度のご利用をご希望の方
- (12) 当金庫の利用規約等に同意していただけない方

2. 留意事項

(1) 運転免許証

- イ. 本アプリで撮影していただいた運転免許証のお名前、ご住所、生年月日および有効期限が不鮮明な場合や、ご入力いただいたお名前、ご住所および生年月日と運転免許証に記載された内容が一致しない場合は、お申込みを受付できませんので、あらかじめご了承ください。
- ロ. 裏面に記載がない場合におきましても、両面の撮影が必要です。
- ハ. 偽造・変造等の疑いがある場合は、口座開設をお断りさせていただく場合がございます。

(2) 印鑑

- イ. 白色無地の用紙に鮮明に1つだけ押印してください。
- ロ. インキ浸透性の印鑑はご使用いただけません。
- ハ. 印影が薄い、欠けている、二重になっている等、印影が不鮮明な場合は、撮影に使用せず、あらためて押印したものを撮影してください。

(3) その他

- イ. お申込みについて、確認の電話をさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ロ. ご利用条件等を含め、総合的な内容判断により口座開設をお断りさせていただく場合がございます。
なお、お断りさせていただく理由につきましては、お答えできませんのであらかじめご了承ください。